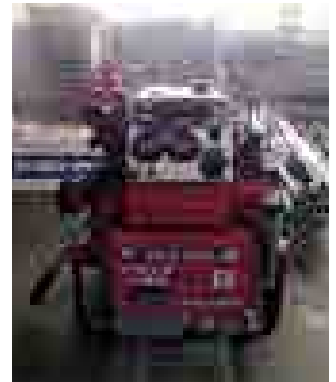


不要になる物品を売却します

物品名●陶芸窯（ウチダ 焼窯）
型式●KN-600TAE 灯油用（内田洋行製）
公開期間●1月6日（金）～20日（金） 午前9時～午後4時
 ※1月10日（火）、16日（月）は休館日となります。
 ※入札に参加する場合は、公開期間に物品説明を行いますので、事前に美郷町公民館（☎0187-84-4915）までお申込みください。
公開場所●美郷町南ふれあい館 駐輪場
入札日時●1月26日（休） 午前10時



■KN-600TAE 灯油用



■トーハツV46BS

物品名●消防用小型ポンプ 4台
型式●①ラビットP475、②トーハツV46BS、
 ③トーハツV46AS、④トーハツV46AS
公開日時●1月20日（金） 午前9時～午前11時30分
 ※入札に参加する場合は、公開日時に物品説明を行いますので、必ずご参加ください。
公開場所●美郷町水防倉庫
 （美郷中学校セミナーハウス西側）
入札日時●1月26日（休） 午前10時10分
 ※入札は1台ずつ行います。

入札に参加する場合は事前に登録が必要です。

入札場所●美郷町役場2階 第1会議室
参加資格●美郷町民または美郷町に主たる事業所を有する法人で町税および公共料金を未納していない方
注意事項●代金納入後、速やかに搬出してください。搬出車両および搬出費用等は購入者負担となります。

問 町総務課 管財班 ☎0187(84)1111

企画財政課

行政区の活動拠点となる集会施設等の整備事業に補助金を交付しています

■集会施設の増築、一部改築、修繕を行う事業
 ■外構、駐車場等の付帯施設の整備を行う事業
 ■防災機材等の整備を行う事業
 事業に必要な経費の3分の1以内の額（上限額100万円）
 ※次に掲げる経費については、補助金額を経費の3分の2以内とします。
 ①下水道施設、集落排水施設への接続に要する経費
 ②合併処理浄化槽の設置に要する経費
 ③施設のバリアフリー化に要する経費
 ④防災機材の整備や一時避難所としての機能強化に要する経費

■集会施設等の新築（全部改築を含む）を行う事業
 事業に必要な経費の2分の1以内の額（上限額500万円）
申込方法●事業を行う2週間前までに、町企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。
 （申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからもダウンロードできます。）
 ※事業費が10万円未満の事業は補助対象外となります。

行政区やボランティア団体等が自主的に行う事業に補助金を交付しています

■地域の伝統行事の保存および継承のために行う事業（伝統行事）
 事業に必要な経費の2分の1以内の額（上限額5万円）
 ■行政区、自治会、ボランティア団体等が行う事業
 事業に必要な経費の3分の2以内の額（上限額30万円）
 ※ただし、補助金の交付が4回以上の事業は、必要経費の3分の1以内の額（上限額10万円）

申込方法●事業を行う2週間前までに、企画財政課または六郷・仙南の各出張所のいずれかに申請書を提出してください。（申請書の用紙は、企画財政課または各出張所に備え付けているほか、町ホームページからのダウンロードも可能です。）
 ※飲食に関する経費など、補助の対象にならない経費もあります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

申・問 町企画財政課 企画財政班 ☎0187(84)4901

こころといのちを考えるつどい

「前向きに明るく生きる知恵 ～こころのリフレッシュ術～」を開催します



■藤本 裕明 氏

講師は、埼玉県のあさか台相談室室長である、藤本裕明先生です。藤本先生は臨床心理学や医療などの枠にとらわれず、できるだけ広く深い人間理解を前提としたカウンセリングを目指し、多方面で活躍されている先生です。どんなトークが繰り広げられるのかは当日のお楽しみ！ぜひご参加ください。

会場●住民活動センター（旧ふれあいセンター）
日時●平成29年1月19日（休）
午後1時30分～午後3時30分
受付：午後1時～
講師●臨床人間学研究会附属
あさか台相談室
室長 藤本 裕明 氏
申込期限●平成29年1月12日（休）まで
申込方法●電話で下記へお申込みください。

申・問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

臨時福祉給付金および 障害・遺族年金受給者向け給付金の申請は1月31日（火）までです

■平成28年度臨時福祉給付金

平成26年4月に実施した消費税率引き上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和することを目的として給付金を支給します。

支給対象●平成28年度分の住民税が課税されていない方。ただし、課税されている方に扶養されている方や、生活保護の受給者である場合は対象になりません。

支給額●1人につき3,000円

■障害・遺族年金受給者向け給付金

一億総活躍社会の実現に向け、賃金の恩恵が及びにくい所得の少ない年金受給者の方を支援することを目的として給付金を支給します。

支給対象●平成28年度臨時福祉給付金（左記）の支給対象者のうち、障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方。既に「高齢者向け給付金」の給付を受けた方は除きます。

支給額●1人につき30,000円

両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

給付金を受け取るためには申請が必要です。申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村になります。

す。支給対象と見込まれる方には9月下旬ごろに申請書を郵送しています。該当と思われる方で、通知の届いていない方は下記までご連絡ください。

申込期限●1月31日（火）

申・問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907

特殊詐欺等撃退装置の貸出を開始します

町内における特殊詐欺等の被害防止を図るため、特殊詐欺等撃退装置の貸出を始めます。希望する方は下記までお問い合わせください。

対象者●下記のいずれかに該当する方

- ①美郷町に住所がある満65歳以上の高齢者で、住居に高齢者のみとなることが常態化している世帯の方
- ②美郷町に住所があり、過去に特殊詐欺等の被害や不審電話等を受けたことがある方

貸出台数●一世帯につき1台

貸出期間●貸出日から1年間。ただし、1回に限り貸出期間を1年間延長できます。

貸出回数●一世帯につき1回

貸出料●無料。ただし使用に関する電気料金や工事が発生した場合の費用については借主の負担となります。

手続方法●下記まで申請書を提出してください。（申請書は町住民生活課に備え付けてあります。）

問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903